

## 高島利用規約

### 1. 目的

この規約は、大分市高島において、利用者が安全かつ適切にキャンプ等を行い、自然環境の保全及び他の利用者の迷惑とならないようにすることを目的としています。

### 2. 適用範囲

本規約は、高島でキャンプ、日帰りレクリエーションその他これに類する行為を行うすべての利用者に適用します。

### 3. 設備の有無及び準備物について

- (1) 島内の設備はトイレのみです。
- (2) 水道・電気はありません。
- (3) 利用者は、テント、寝具、飲料水、電源設備、照明、食料、救急用品等、必要な物品を自ら準備し、自らの責任において利用してください。

### 4. 事前予約について

予約は不要です。他の利用者と譲り合って利用してください。

### 5. 利用料金

利用料金は、無料です。島までのアクセスに必要となる渡船料金は、利用者の負担です。

### 6. 遵守事項

利用者は、高島が無人島という特殊な環境にあることを理解し、次の事項を必ず守ってください。

- ①樹木の伐採、植物の採取、地形の改変（穴掘り、石の移動等）は行わないでください。
- ②野生動物（海生生物等を含む。）を捕獲し、傷つけるなどの行為を行わないでください。また、釣りをする場合は、漁業法その他の関係法令を遵守し、漁業権を侵害する行為は行わないでください。
- ③ゴミはすべて持ち帰り、放置又は埋設しないでください。
- ④他の利用者がある場合において22時～7時の時間帯に大声で騒ぐ、音響機器を大音量で使用するなど、著しい迷惑を与える行為は行わないでください。
- ⑤島内で写真撮影や動画撮影を行う場合は、他の利用者のプライバシー及び迷惑とならないよう配慮し、無断で特定の利用者を撮影又はインターネット上に公開しないでください。
- ⑥飲酒に伴う危険行為は行わないでください。
- ⑦崖、岩場、強い波浪等の危険が想定される場所には近づかないでください。
- ⑧台風・強風・雷・高波等の危険が予想される場合には、上陸や宿泊を行わないでください。
- ⑨老朽化した構造物、戦争遺構その他危険が想定される場所には立ち入らないでください。
- ⑩島内にはヘビ、ハチ、蚊その他の野生動物・虫が生息していることを理解し、その被害防止は利用者自らの注意及び装備により行ってください。

- ⑪トイレ、看板などの工作物を損傷し、又は落書きその他これに類する行為を行わないでください。
- ⑫トイレ以外の場所で排泄しないでください。
- ⑬トイレを使用する際は、トイレトーパー以外の物（生ゴミ、ティッシュ、紙おむつ等）を流さないでください。
- ⑭ドローン等の無人航空機を飛行させる場合は、航空法その他の関係法令を遵守するとともに、騒音や落下等により他の利用者や野生生物、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮してください。

## 7. 火気の取扱い

- (1) 火気の使用は、焚火台等を用いた安全な方法に限り、地面での直火は禁止です。
- (2) 強風時及び周囲に可燃物が多い状況では、火気の使用を中止してください。
- (3) 使用した炭・灰は完全に消火し、持ち帰ってください。
- (4) 花火、爆竹その他火災の危険が高い物の使用は禁止です。
- (5) 林野火災注意報・警報が発令となる気象状況の時は、火気の使用が制限されます。

## 8. 危険物等の禁止

次に掲げる 行為を禁止します。

- ①周辺環境に著しい悪影響を及ぼす薬品・燃料等の持込み又は流出。
- ②その他、火災、事故、公衆衛生上の支障を生じるおそれがある行為。

## 9. ペットの同伴

- (1) ペットは放し飼いせず、必ずリード等を着用してください。
- (2) 糞尿はすべて持ち帰ってください。
- (3) ペットの渡船への乗船可否及び条件は、渡船事業者の定めるルールに従うものとします。
- (4) ペットに起因して生じた事故、トラブル、第三者への損害については、同伴者が一切の責任を負うものとします。

## 10. 事故・災害時の対応

- (1) 高島は無人島であり、救急医療機関や警察・消防への通報及び救助要請は、利用者自らが行わなければなりません。
- (2) 利用者は、救急セット、ライフジャケット等、必要な安全装備を自身の判断で準備するものとします。
- (3) 地震が発生した場合は、直ちに海岸から離れ、高台へ避難してください。津波警報・注意報が発表された場合も、まずは高台への避難を優先し、そのうえで状況が安全と判断されるまで海岸付近には近づかないでください。渡船の運航については、渡船事業者に連絡の上、その指示に従ってください。

## 11. 損害賠償及び免責

- (1) 利用者は、高島の利用に関連して第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担においてこれを賠償しなければなりません。
- (2) 利用者が故意又は過失により島内設備に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければなりません。

(3) 高島の利用に際して発生した事故、傷病、盗難、気象条件の急変、野生動物による被害その他一切の損害について、市は責任を負いません。

## 12. 利用制限

(1) 市は、次のいずれかに該当すると認める場合には、高島の利用自粛又は中止を求めることができます。

- ①気象・海象等により、安全な利用が確保できないおそれがあるとき。
- ②自然環境の保全上、高島の利用を一時的に制限する必要があるとき。
- ③その他、公衆の安全及び環境保全のため必要と認めるとき。
- ④利用者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき。

(2) 前項により利用ができなかった場合であっても、市は一切の補償を行いません。